

稻庭ウインド合同会社「(仮称) 稲庭風力発電事業 環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和4年3月16日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 稲庭風力発電事業
環境影響評価方法書について、稻庭ウインド合同会社に対し環境保全の観点から勧
告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勘案するよう、
その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県二戸市、八幡平市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大134, 400 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年11月 6日
環境大臣意見受理	平成28年 1月22日
経済産業大臣意見発出	平成28年 1月29日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 9月24日
住民意見の概要等受理	令和 3年12月10日
岩手県知事意見受理	令和 4年 2月28日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 3月16日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742（直通）

稻庭ウインド合同会社「(仮称) 稲庭風力発電事業 環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には広範囲に渡り、多種多様な生物のつながりで形成される環境となっている緑の回廊が存在し、生態系への影響が懸念されることから、緑の回廊の設定による自然環境の形成や維持に向けたこれまでの取組等を理解した上で、その機能が損なわれることがないように、専門家等からの助言を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を実施すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、他の事業者が計画している風力発電事業が存在し、累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業者との調整及び情報収集に努め、累積的な環境影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
3. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向も踏まえた上で、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺は、猛禽類の生息及びガン・カモ類等の渡り鳥の経路となっている可能性があるため、専門家等の助言も踏まえ必要に応じて調査の追加や見直しを検討する等により、本事業の実施による鳥類への影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)